

特養鎌倉静養館 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名称	特 養 鎌 倉 静 養 館		
事業所所在地	〒248-0014 神奈川県鎌倉市由比ガ浜4丁目4番30号		
事業者指定番号	1472100252	管理者	施設長 三宅 勝久
電 話	0467-22-8021	FAX	0467-22-8053

2 事業者の定員

入 所 者 数	64人	短期入所利用者数	10人
---------	-----	----------	-----

3 事業所の職員体制

	介護老人福祉施設（短期入所生活介護含む）	
	常 勤（人）	非常勤（人）
管理者	1	
医 師（嘱託）		1
生活相談員	2	
介護支援専門員	1	
機能訓練指導員	1	
介護職員	常時変動はあるものの、 指定基準（入所者：職員＝3：1）は満たしています。	
看護職員	4	3
管理栄養士	1	
事務職員	3	

4 サービス利用料及び利用者負担金

(1) 利用料（法定代理受領分） 介護報酬の告示上の額（別紙）

(2) 居住費及び食費（別紙）

(3) その他費用

① 運営規程で定められている費用

- 理・美容代 実費
- 特別食代 自己払い（個人の必要性による）
- 行事食 通常の食費負担を上回る費用
- 健康管理費 インフルエンザ予防接種等に係る費用
- 個別教養娯楽費 入所者の希望による教養娯楽に係る費用

(2) 協力医療機関

ふれあい鎌倉ホスピタル (神奈川県鎌倉市御成町 9-5)

(4) 往診医師

- 内科 月 4 回
- 精神科・歯科 月 2 回
- 耳鼻科 月 1 回
- 眼科 月 1 回
- 皮膚科 月 1 回

10 サービスの方針

特養鎌倉静養館は、法人の事業運営方針である「心のケア」を実現するため、一人ひとりがおたがいの違いを認め合い、人間性を尊重する人を育てます。その豊かな土壌の上に個々のケアプランに沿ったサービスを提供し、チームケアをもって、利用者個々が生き活きと生活することができる「機会」と「場」を提供します。

そのために、「心のこもるケアプランの作成」「適正な援助量の計画」「自立を援助する介護」を行います。

11 身体的拘束その他の行動制限について

特養鎌倉静養館は、介護保険法、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)、「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省)等に則り、入所者の生命または身体等を保護するために緊急やむをえない場合を除き、入所者に対して 身体的拘束その他の行動制限を行いません。

やむをえず身体的拘束その他の行動制限を実施する場合、特養鎌倉静養館は、その入所者の家族または代理人に面接し、「緊急やむをえない身体拘束に関する説明書」に基づき、詳しい説明を行います。そして、同意していただいたことを示すしるしとして、「緊急やむをえない身体拘束に関する説明書」に、署名および捺印をしていただくこととします。

12 サービス評価・安全衛生・苦情対応

- (1) サービス評価：援助の質に関して、施設による評価・介護相談員による第三者評価を行います。
- (2) 安全衛生：安全衛生の維持・向上に、常に取り組みます。
- (3) 苦情対応：サービスに関する相談・苦情については、次の窓口で対応し、苦情に関しては迅速に誠実に対応します。

苦情対応の窓口

苦情解決責任者 総合施設長 柏木 聡

苦情受付担当者 施設長 三宅 勝久

連絡先 電話 0467-22-8021

FAX 0467-22-8053

第三者委員 当法人 評議員 岩澤 勝昭 (いわさわ かつあき)

第三者委員 当法人 監事 脊山 静子 (せやま しずこ)

連絡先 電話 0467-24-4206

※ 公的機関苦情窓口 次のところにも苦情申し出ができます。

1 鎌倉市役所 鎌倉市健康福祉部介護保険課

電 話 0467-23-3000

2 神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）

電 話 045-329-3447

13 身元引受人

(1) 契約者（利用者）は、本契約上の身元引受人を選任して頂きます。但し、社会通念上、契約者（利用者）に身元引受人を立てることが出来ない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

(2) 身元引受人の役割は次のとおりです。

- ① 事業者に対する経済的責務
- ② 入院等に関する手続き、費用負担、医療方針等の決定
- ③ 契約終了後の契約者（利用者）受け入れ先の確保
- ④ 契約者（利用者）が死亡した場合のご遺体および残置物の引取り等
- ⑤ 面談、その他、契約者（利用者）に関して必要と思われる事項の決定

(3) 身元引受人が役割を果たせなくなった場合、契約者（利用者）は、あらたな身元引受人を立てて頂きます。

令和 年 月 日

入所契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 鎌倉市由比ガ浜4-4-30

名 称 特養鎌倉静養館

説明者 生活相談員 鈴木 泰史 印

入所契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

(関係)

特養鎌倉静養館

重要事項説明書 別紙

・介護サービス費単位数・負担金(一日あたり)

令和8年6月～

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費 (Ⅰ・Ⅱ)	589	659	732	802	871
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36	36	36	36	36
看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)□	12	12	12	12	12
夜勤職員配置加算(Ⅰ)□	13	13	13	13	13
精神科医療養指導加算	5	5	5	5	5
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)□	115	128	140	153	165
合計単位数(一日あたり)	770	853	938	1021	1102
一割負担金(一日あたり:円)	823	911	1,002	1,091	1,177
二割負担金(一日あたり:円)	1,645	1,822	2,004	2,181	2,354
三割負担金(一日あたり:円)	2,467	2,733	3,006	3,272	3,531

一日あたりの合計単位数×地域単価(10.68)×負担割合＝負担金

- ・ 初期加算 …入所日から30日以内の期間、30単位/月(30日を超えて入院後の再入所も同様)
- ・ 安全対策体制加算 …新規入所のみ20単位/月
- ・ 外泊時費用…入院・外泊時に246単位/日(月6日間を限度)
- ・ 看取り介護加算Ⅰ…死亡日以前31日以上45日以下 72単位/日
- ・ 看取り介護加算Ⅰ…死亡日以前4日以上30日以下 144単位/日
- ・ 看取り介護加算Ⅰ…死亡日以前2日又は3日 680単位/日
- ・ 看取り介護加算Ⅰ…死亡日 1,280単位/日
- ・ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)…40単位/月 ・ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)…5単位/月
- ・ 協力医療機関連携加算…100単位/月(令和6年度) 50単位/月(令和7年度～)
- ・ 退所時情報提供加算 …250単位/回 ・ 新興感染症等施設療養費 …240単位/日(5日まで)

・食費 居住費

令和8年8月～

食費・居住費(一日あたり:円)	食費 負担限度額	居住費 (多床室)	居住費 (従来型個室)
第一段階	300	0	380
第二段階	390	430	480
第三段階①	680	430	880
第三段階②	1,420	530	980
第四段階	1,800	915	1300